

『大学の授業内容に関する基礎的研究(2)』

長谷川 精 一
倉 本 香
林 隆 紀

《目次》

「森有礼の対欧米観」	長谷川精一
「カント実践哲学における全体性の概念」	倉本 香
「環境問題に関する我が国の大学生の認識と 環境教育について(その2)」	林 隆紀

『森有礼の対欧米観』

長谷川 精 一

森の初めての西洋体験は1865（慶応元）年から1868（明治元）年にかけてであり、その間に留学先のロンドンからロシアに旅行し、1867（慶応3）年にアメリカに渡っている。1866（慶応2）年に兄の横山安武に宛てた書簡で、森はロシアについて、我が国の人々はロシアを義国というが、それは大間違いで、ロシアはトルコ、ポーランドを略奪しようとし、日本の対馬をも取ろうとする「不義不法の働き数え難」い国であり、ひそかに「猶智を抱き鷲爪を蔵して外容頻に神妙を飾り、内は狼心を養ひ只寸間を狙」っているとしている⁽¹⁾。また、同じ手紙でアメリカについては、その民主政治を評価し、ともに「親交を結び有無を通する」べきはこの国であると述べている⁽²⁾。アメリカとロシアに対する上のような森の見方は、当時、薩摩藩留学生たちが信頼を寄せていた英国の下院議員ローレンス・オリファントの影響によるものだった。オリファントは反露、親米の立場をとっていたが、アメリカの新興宗教家、トーマス・レイク・ハリスと出会い、西洋文明の墮落を非難するようになる。1868（明治元）年に、森は鮫島尚信らと連名で薩摩藩庁に宛てた書簡において、「欧羅巴州は勿論米地の風情も委細承り、唯取るべきの小なると忌避すべきの大なるとを理解」したとして、英国政府の形勢も外面は公平なように見えるが、実はそうではなく、「皆技巧権暴のみ」であるというこの英人（＝オリファント）の説話を聞いたが、全くその通りであり、「己を利せ

んには全く道を打忘れ、諸州諸嶋を奪掠し、友強拒弱は歐洲米洲之質也」と述べている⁽³⁾。オリファントの紹介により、森は留学生たちとともにハリスの教団「新生社」に入り禁欲的な修行の日々を送るが、神の意志によれば、腐敗したこの世界を救うのは日本であり、帰国してそのために尽力せよ、というハリスの命に従い、日本へ帰ることを決意する⁽⁴⁾。

帰国した森は外国官権判事となり、学校取調、議事体裁取調、制度取調等を兼務する。翌1869（明治2）年に廃刀案を提出し失脚するが、翌年再び政府から呼ばれ少弁務使として米国駐在を命じられる。森は初代の公使として日米の文化交流をはかることにつとめ、*Life and Resources in America*、及び *Education in Japan* という著作を残したが、外交上は確たる成果を収めたとは言えない。当時、訪米中の岩倉使節団に対して、副使の伊藤博文とともに、使節の本来の任務である条約改正延期の予備交渉よりすすんで、本格的な改正交渉に臨むよう進言したが、米国の強硬な態度の前に交渉は進展しなかった。

森が渡米した当時63歳だった米国国務長官ハミルトン・フィッシュは、当時23歳だった森に対して好意的であり、外交上の慣例や儀礼について親切に教えてくれた。だが、日本の関税自主権に関する両者の以下のようなやりとりは、米国側にとって東洋の一小国から来たこの若い公使が、対等な交渉相手では到底あり得なかったことを示しているだろう。

森：日本政府は自発的に通商を促進するために、税率の固定化を望んでいくでしょう。……我が国の政策は一定しており、永続的なものと我々は確約するとお考え願えませんか。

フィッシュ：大統領も、天皇も、参議も、大使も、永遠に生き続けるわけではありません。貴国の次の天皇や次の世代の人々がいかなる政策を採用するか、それは誰にもわかりません。我が国に対して貴国の政策が変更されないということを明確に保証することは不可能です。

森：それでは、貴兄は我が国の政府を信用していないことになります。

フィッシュ：そうではなくて、私は一般に人間性というものを信用していないのです。

森：我が国の置かれた状況から考えて、我が国現在の政策が永続的なものと信用していただきたいと思います。

ここで結局、フィッシュは森の言葉をさえぎって、忠告が必要だと判断したという⁽⁵⁾。

1873（明治6）年、米国から帰国した森は外務大丞に任じられ、翌年には外国条約改定取調理事官主任となった。外務省での任務のかたわら、明六社を結成して啓蒙活動につとめる森は、この時期に盛んに外交意見を表明している。1874（明治7）年5月に『明六雑誌』第7号に掲載された「独立国権議」において、森は、公法において独立国と認めるのは、その政体の種類を問わず、また、その力の強弱にかかわらず、国内の統治権力を専有し、外国との間にいかなる条約をも結ぶことのできる権力のある国をいう、として、独立国には、「自

由独立」、「約束独立」、「貢納独立」の3種類があると述べる。「自由独立」とは、内政を専治し外国といかなる条約であっても自由に締結する権力のある国であり、「約束独立」は、外国との約束によってその独立を保つことのできる国、あるいは、強制的にやむを得ず外国と条約を結ばされ、その束縛を受けて長くこれを脱することのできない国であり、「貢納独立」とは、外国に貢物を納めて、形式上は属国のようであるが、実際は内政を専治し外国を条約を結ぶ権力を持つ国である。日本は、中国のような「約束独立」ではなく、琉球のような「貢納独立」でもなく、フランス、オランダ、北米連邦、ロシアなどと同じく、「自由独立」である、と森は主張する。そして、我が帝国は「自由独立」ではないという者がおり、我が国は「文化未洽、兵力未強、政法未定」であり、不平等条約に束縛されて、独立の権利を行ない義務を尽くそうとしても、事実上不可能であると言う。このような説はもとより「妄迂」であり、排斥するに足りないが、これを論破して「我が国独立の真面目」を明らかにすることは意義がある、と森は述べて、以下のように反論する。我が国は長い間、鎖国を守り、国内は平和であって、さらに外交を望まず、アメリカの戦艦が一旦江戸近海に侵入し、通信の約束を請求した。そこで我が国はこれを許し、はじめてアメリカに日本往来の便宜を得させた。その後イギリス、ロシア、オランダ、フランスが続いて来侵し、安政5年即ち西暦1858年に和親貿易の条約を定め、10年を有効期間とした。その後、他の外国が来て条約を望む場合にはそれに応じ、またアメリカ、イギリスに約束した10年後、即ち西暦1872年までを期限としてこれを許した。これを許したのは我が国の甘心をもって為したのであり、外国の圧力によるものではない。中国やトルコの例とは類を同じくすべきものではない。その条約の期限が終われば、一方からこれを自由に廃棄することができ、また双方の協議により改めて新しい条約を締結することもできる。新条約がなくとも公法がある。諸外国と我が国とはこれによってますます交際を厚くし、ますます貿易の便利を進めるべきである。欧米諸国の中に条約によらずに交際を全うして貿易をする例は少なくない。我が国もこの例に倣って、さらにそれが不可能なはずはない。文化が開けず、兵力が強くないことは全く一国内政問題であり、他国との交際に関係がないので、これに答える必要はない。政法が未定であるという短所はいささか考える必要があるが、我が国が外人を管理する法を制定し、それにより外人を保護する義務を果たすことはそれほど困難ではない。その方法は数種類あるだろうが、実地にかなった新法を制定し、これを行なう裁判官を精選する他はない。そして、その新法は我が国の従来風俗を害さず、また外国の法律にもとらない公正のものであるべきである⁽⁶⁾。

このような森の説は、欧米諸国からみれば到底認められないものであり、森はその後の条約改正交渉においてそれを痛感せざるを得ないのであるが、この論の聞き手として想定されているのは『明六雑誌』の読者であり、あくまで国内の人々に対して、近代国家としての日本は自らの主権を主張すべきであることを自覚させたいということが森の意図であった。

「独立国権議」の発表と同じ年に、当時生じていた外国人の内地旅行問題に関して、森は2つの外交意見書を提出している。6月12日に「内閣諸侯」に呈示した「外国交際を正すの議」において、森は次のように主張する。米国提督ペリーが江戸海に侵入し通信貿易を強要した際に、我が国はこれに応ずるのに国際公法の大理によることを知らず、またこれを拒絶する義気もなくみだりに彼の要求を聞き入れることによって我が国独立の権利を失ない「邦家百世の患端を開くに至」った。自分は米国へ派遣された際に、ひとりのアメリカ人がペリーの事業について論じ、我が国に勇敢の気象がないことを非難するのを前で聞き、「慚愧痛徹」あたかも「身を刺す」ようであったことを今でも忘れられない。昔は我が国は公法が何であるかを知らず外国を接応する術をもたなかったが、今はそうではない。日本はそれ以来20年の外国との交際の経験をもち、17国と条約を結んでいる。政府の人々もみな国の内外の事情に暗いわけではない。しかし政府の状態をみるとおおむね弱腰であり嘆息悲憤に堪えない。岩倉右大臣が欧米視察より帰朝されて一年も経ったが、なお条約を改締し我が国独立の権力を回復するに至っていない。かえって外国より新たに内地旅行を許可することを迫られている。独立回復に心を尽くさないだけでなく、現在民間で政府を誹謗する声を聞けば、あるいは政府を弱腰と罵りあるいは識力に乏しいと嘆いている。内政問題はもとより重要であるが、外交に関しては「一言以て国を辱め一事以て危亡を来たす」。願わくは政府は外国交際の大事を察し、目的を定め「心力を独立に専に」し、「外務の官員を精選し、開港開市に有能を選置し、英仏独等の諸国に識者を派出し、託するに秘術をもってし」、常に猛省して過ちを少なくしていささかも外国の無礼を許さず、「終始公道を楯にして我義務を尽く」すべきである。このようにして我が国は独立を挽回して「皇威を遠域に達する事も得」るであろう⁽⁷⁾。

さらに、6月15日には、三条太政大臣に宛てて「情実法を非とする説」を呈した。森は、外国公使に対して「情実懇談の法」を用いるのはただ無益なだけでなく、常に大きな弊害を招くのであり、決してこのような拙い方法に頼ってはいならない、と説く。内地旅行問題に関しても、談判をするのに条理によればこれに不平を鳴らし怨みを抱く者はなく、かえってこれを敬礼して交誼を厚くする。ところが条理によらないで、ただ情実を述べ懇談を尽くして相手の請求を断ろうとするならば、我が国は既に受け身の立場に立ち、相手に請い願うに至り、相手が聴かないときは我が国は茫然として為すすべがなく、相手の要求に応じる他はない、ということになってしまうのは当然である。例えば外務卿より外国公使に対して、内地旅行に関し公使の要求に応じようと尽力したが、諸省の長官の異議によって認められず、断らざるを得ない、と述べれば、公使たちは外務卿を蔑視し諸省の大臣等に直談判をしようとするのは必然である。直談判になれば公使たちの論舌の前に我が国の述べた情実は砕け散って、そのときになって条理を持ち出しても、条理は拒絶のための「最後の一旦」になってしまっており効果はない。このような「卑劣の術」を用いるのは外国に対して実に「面体なき

の甚き」ものである。森はこのように論じたのである。

そして、「情実法を非とするの説の続き」において、森は、内地旅行を拒否する説は「浅見薄識より出て、倍国の危運を促す」ものだとして、外国公使との問答を想定して以下のように述べる。もし外国公使の要求を断るために、我が人民は未だ外人と交わる方法を知らず、不測の混雑を生じるだろうと言え、公使たちは必ず、それは余計な心配であり、貴国の人民は昔とは違って「皇帝陛下の明治を被り、其の徳沢に浴し皆外人と交るを好み、外人の内地に来るを」希望するのが今日の実状であり、それを混雑の恐れがあるというのは貴政府の役人が外国人を嫌い両国人民の交際をさせまいとする悪意によるものであって、そうでなければ御一新以来外国交際を厚くして万国と並び立ちたいと言っていたのは言葉だけで、本心からではない、もしそうならば将来の交際に関係して日本の不利となるだろう、これは自作の失敗であって避けがたい、と論破するだろう。また、外国公使に対して、内地旅行を許せば両国人民の間に訴訟が増加し管理が行き届かないがゆえに迷惑である、と説けば、彼らは必ず、それも余計な心配であり、訴訟の裁判の半分は外国領事が引き受けるから、日本政府は残り半分を担当すればよい、訴訟は開化が進めば当然増えるものであり、国の興隆の証拠である、これを厭うのは開化に進むのを望まないことであり、かねてからの貴国の方針とは一致しない、と論破するだろう。もし外国人は我が国法律の管理外だと言え、彼らは、貴国の法律の管理を被らなくとも内地旅行に何ら支障はない、たとえ訴訟が多数生じても各国から派出された領事が妥当な処分を行ない、その経費は一切日本政府の負担ではなく御迷惑とはならない、と論破するだろう。もし商売上に混雑をきたす恐れがあると言え、彼らは必ず、商売は貴国のためとなる、努めて奨励すべきである、もしそれが無理なら商売は全く禁止して旅行のみを許すべきだ、と論じてくるだろう⁽⁸⁾。

この翌年の1875（明治8）年に、江華島事件に関連して、森は特命全権公使として清国に派遣されるが、この問題、及び琉球所属問題に関しての森の意見は彼のアジア観を示している（この点に関しては、拙稿『外交官森有礼の対アジア観——清鮮宗属関係と琉球帰属問題をめぐって』（『相愛女子短期大学研究論集』、第45巻、1998年3月刊）を参照されたい）。

北京から帰国した森は1879（明治12）年に英国公使としてロンドン駐在を命じられるが、この年、東京から帰国しようとしていたイギリス公使、J. G. ケネディに対して森は以下のように主張した。「我が国は、西洋諸国の国際礼讓（the comity of Western nations）を誠実に守り、そのような礼讓によって特権とされることがらが我が国にも与えられることを望んでおります」「日本政府は、友好関係にある列強諸国が日本を他のアジア諸国と同一のカテゴリーで取り扱わないことを希望しております」⁽⁹⁾。翌1880（明治13）年に、明治天皇とヴィクトリア女王との間に勲章を交換するという話が持ち上がったとき、森は、日本側が最高位の勲章である大勲位菊花章を授けるつもりである以上、イギリス側が授けるのは最高位のガーター勲章でなければならず、それより低い位のスター・オヴ・インディア勲章では

だめだ、と主張した。ガーター勲章は西洋諸国以外に対して贈られたことはなく、この話は失敗に終わった。英国外務次官のジュリアン・ポンスフォートは森との会談後、外務大臣グランヴィルに対して、「明治天皇は、日本のなしてきた進歩は最も文明の進んだ国家のひとつとして日本が位置づけられるのに十分なものであるとして、自分が『アジアの王子』(Asiatic Prince) と呼ばれることに非常に敏感になっています」と報告した⁽¹⁰⁾。森は、欧米列強に対して、日本を他のアジア諸国とは異なる扱い、西洋諸国と同じ国際社会の一員としての扱いを要求したのである。

1881(明治14)年3月に、森は井上外務卿に対して条約改正意見を呈示した。この文書の中で森は、交渉にあたって日本に不利をもたらすのは以下の三点であるとする。第1に、我が政府の改正要求の政略がその機軸を変更すること、第2に、我が国が改正案を発する順序がよくないこと、第3に、我が国の改正案の文体が当を得ていないこと、である。そして森は日本側の要求すべき要点を次の6項目にまとめている。

- (1) 日本と各外国との現存の条約は、各国にのみ「格外異常の特権」を与えるものであり、全く一方に偏っていて「互相報酬の約」ではない。
- (2) 日本の状態は25年の間に全く変化した。よって今、これに「所応の改正を加ふるは必要」である。
- (3) 日本がこのたび各国に向かって要請するのは「単に時勢の変換に應ぜんが為めに其の至当にして且つ切要な改定を求むる」にとどまり、「敢えて別に一の譲与をも望む」のではない。
- (4) 日本のこの趣意を貫通することができるなら、「新定条約の体裁如何」は必ずしも重要ではない。さらに新条約を結んでも旧条約に改定を加えてもよい。
- (5) 各国より日本に向かって新たに譲与を請求することがあれば、その「事柄の利否得失に因り」かつ特にそれが「互相の約」であるならば、甘んじてその議を容れて熟案を考えるべきである。
- (6) 旧条約中に掲げてある改正権については、あるいはその「本旨を誤解し日本は永く外国管制の下に属すると妄想する者」がある。このような妄想は決して少しも日本の認めるところではない。なぜならば「是れ則ち日本をもって他の奴隸国と見做すに異ならずして、最も嫌悪すべき不正の甚しきもの」だからである⁽¹¹⁾。

以上、みてきたように、森は、欧米列強との関係に関して、対国内的には常に「条理」に基づく外交を説き、対外的には日本を西洋諸国と同じ主権国家として認めるようにと主張してきた。その前提には、西洋の主権国家によって構成される国際社会には、その共通のルールとして国際法が存在し、各国はそれに基づいて外交交渉を進めるべきであるという認識があった。日本はアジアの新興国であり、いまだ不平等条約の拘束から解かれていないが、近代化を推進し国力を増強するに従って、国際社会の一員として認められなければならない。

そのためには「条理に依る」外交姿勢が不可欠である。森はそう訴えていたのである。

[註]

- (1) 横山安武書簡、『森有礼全集』第2巻、52頁。
- (2) 同上、53頁。
- (3) 『薩藩海軍史』、中巻、980頁。
- (4) 森の「新生社」での経験については、『林竹二著作集』第2巻・森有礼——悲劇への序章、1886年、筑摩書房、及び、『林竹二著作集』第6巻・明治的人間、1884年に詳しい。
- (5) Ivan Hall, *MORI ARINORI*, p. 163.
- (6) 「独立国権義」(『森有礼全集』、第1巻、18頁)。
- (7) 「外国交際を正すの議」(『森有礼全集』、第1巻、766頁)。
- (8) 「情実法を非とするの説」、「情実法を非とするの説の続き」(『森有礼全集』、第1巻、769頁、771頁)。
- (9) Ivan Hall, *MORI ARINORI*, p. 284.
- (10) Ivan Hall, *MORI ARINORI*, p. 286.
- (11) 『日本外交文書』、第14巻、[5]、21頁。